

## 岩手労働局

厚生労働省岩手労働局発表  
平成 29 年 9 月 22 日

【照会先】  
岩手労働局雇用環境・均等室  
室 長 石原 房子  
雇用環境改善・  
均等推進監理官 菅野 浩之  
(電話) 019-604-3010

報道関係者 各位

## 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」 に関する労働局長要請を実施します

～ 9 月、10 月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です～

岩手労働局（局長 久古谷 敏行）では、平成 29 年 9 月 1 日から 10 月 31 日までの間、「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間とし、有期労働契約が更新され 5 年を超えた場合、無期労働契約に更新できる「無期転換ルール」\*の周知や円滑な導入促進を図るための要請等を実施しています。

その「無期転換ルール取組促進キャンペーン」の一環として、岩手労働局長が一般社団法人岩手県経営者協会会長（会長 佐藤安紀）に対して協力要請を行います。

### 記

一般社団法人岩手県経営者協会会長への要請

日 時 平成 29 年 9 月 28 日（木） 13 時 30 分～  
場 所 株式会社北日本銀行本店応接室  
住 所 盛岡市中央通 1 丁目 6-7

\* 取材に当たってのお願い

取材を希望される場合は、要請日の前日までに右上の照会先までご連絡をお願いします。

※ 無期転換ルールとは、平成 25 年 4 月 1 日以降の有期労働契約期間が同一の事業主との間で更新されて通算 5 年を超えた有期契約労働者が、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への申込みをした場合、事業主は当該申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約に転換されるルールのことです。

なお、定年後引き続き雇用される有期契約労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

# 〈参考1〉

平成 29 年9月 28 日

一般社団法人岩手県経営者協会  
会長 佐藤 安紀 殿

岩手労働局長

## 無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請書

労働行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、我が国では約 1,500 万人の方が有期労働契約で働き、その約3割が通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、雇止めの不安の解消、処遇の改善が課題となっています。

平成 25 年4月に施行の改正労働契約法第 18 条で規定された無期転換ルールは、雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者は長期的なキャリア形成を図ることができ、また、企業にとっても優秀な人材の確保が可能となるものです。

平成 29 年3月 28 日に決定された「働き方改革実行計画」には、「労働契約法に基づく無期転換ルールの円滑な適用」が盛り込まれており、厚生労働省としても、無期転換ルールの周知を進めるため、これまで以上に様々な取組を行っています。

こうしたなか、法律に基づく無期転換申込権が発生する平成 30 年4月まで残り半年となりますが、企業における無期転換ルールの認知度や対応状況は十分とはいえず、無期転換ルールを避けることを目的とした雇止めの発生が懸念されるなど、無期転換ルールへの対応が喫緊の課題となっています。

無期転換ルールへの対応にあたっては、労使が十分話し合った上、中長期的な観点から人事制度のあり方を検討し、就業規則などの関係諸規程を整備する必要がありますが、検討には一定の時間を要することから、企業においては早急な対応が求められます。また、無期転換ルールへの計画的な対応と、紛争を未然に防止するため、無期転換申込権や構築した人事制度について、事前に労働者へ説明することも重要です。

さらに、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

これらを踏まえ、より一層の周知啓発に取り組むため、本年9月から 10 月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間と定め、使用者団体をはじめとする関係団体に対し、無期転換ルールの周知に関する要請等を行うほか、関係機関と連携しながら周知を図るなど、無期転換ルールの周知及び円滑な導入の促進を図ることとしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、会員企業に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

## 〈参考2〉

「無期転換ルール取組促進キャンペーン」について、労働局長による直接要請のほかに以下の形式での要請も実施します。

### (1) 労働局幹部による要請

岩手県、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会及び岩手県中小企業団体中央会に対しては、雇用環境・均等室長等から局長名の要請書による協力要請を行います。

### (2) 文書による要請

県内各市町村（33 市町村）、労働団体（2 団体）、各種事業主団体（110 団体）及び岩手県社会保険労務士の合計 146 団体のほか、県内に本社を置き、パート労働者を使用している 1371 社に対しては局長名の要請書による文書要請を行います。